

第4回西和賀町議会定例会

令和5年9月6日（水）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議場内が暑い場合は、上着を脱いでも構いません。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席する旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、昨日に続いて一般質問を行います。

一般質問は、2日目ですが、念のため申し上げます。質問者の質問時間は30分と制限があります。制限時間5分前には1鈴、制限時間には2鈴を鳴らしますので、時間を厳守して質問してください。また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いいたします。なお、質問者におかれましては、通告外の質問はできませんので、併せてお願いいたします。

それでは、決定しております登壇順に従い質問を許します。

初めに、登壇順5番、北村嗣雄君の質問を許します。

北村嗣雄君。

1番 皆さん、おはようございます。2日目の定例議会になりますが、通告しております議席1番、北村嗣雄でございます。よろしくお願いいたします。

質問事項に入る前に加えて皆さんに、同じ気持ちだと思いますが、昨日同僚議員の一般質問

にもございましたが、大雨による災害、いろいろな被害を受けられている方々がいらっしゃる中で、今年は私も生まれて70年余りになるわけですが、このような猛暑続きというのはやはり私の記憶にはない状況の中で今日を過ごしております。西和賀においては、30度を超える気温というのは何日もないわけだったのですが、今年は、西和賀の状況はよく分からないのですが、盛岡においては50日を達成しているというような状況であります。西和賀においても9月に入りましては大分涼しくなりましたが、やはり日中にはまだ30度を超えるような状況が続いております。これからあと少しとは思いますが、お互いに健康に気をつけながら過ごしたいなど考えるものでございます。

そういう中において私は、今回の質問を安心して暮らせる居住環境の整備について、これを一本で、それぞれの施策の中において町の考えをお伺いしたいということで通告させていただきました。これは、居住は生活領域の中でも一番毎日暮らしていく中で、当然住むところが、やはりその環境がいかにか人間に対して、あるいは人間ばかりではございませんが、畜産においても今年のようなのはかなりすごい影響を受けております。

それでは、質問事項に移らせていただきます。安心して暮らせる居住環境の整備について。住環境整備における施策について、これまでの取組状況、また現状課題、そして町の今後の取組、どう対応していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。①、公営住宅の改修事業についてであります。町はこれまで公営住宅については、合併前からの旧湯田、沢内が所有しており

まず住宅等もあり、耐用年数が経過する老朽化が著しい、そうした住居もあることから、今年度まで改修が進められてきておりますが、これまでの町が取り組んできている一般住宅について、これまでの状況をまずお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。住環境整備につきましては、担当課長から答弁します。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 失礼いたしました。お尋ねの件ですが、ちょっと確認ですが、一般住宅というお話でしたけれども、公営住宅のお話でよろしいですか。

(そうですの声)

建設課長兼上下水道課長 それでは、公営住宅の改修事業について、私のほうからお答えをさせていただきますというふうに思います。

公営住宅の現状と課題につきましては、議員おっしゃるとおり一部に耐用年数が経過するなど、老朽化が進んでいる住宅もある一方で、人口減少をはじめとする社会経済状況の変化等にも対応するため、管理戸数の適正化や長寿命化を含めた計画的な修繕、事業費の平準化、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要な課題となっています。老朽化につきましては、計画数値で公営住宅全56棟、これはあくまで計画の数値ですけれども、全56棟のうち、耐用年数が経過している住棟は37棟でございます。全体の66.1%となっております。この課題解決のために、町では西和賀町公営住宅等長寿命化計画を平成26年3月に策定いたしまして、改善事業を進めてまいっております。

また、令和4年3月に第2次計画を改めて策定し、順次計画にのっとり改修事業を行っております。第1次計画では、実施期間8年間で外壁、屋根の断熱改修やトイレへの手すり設置など、居住性向上型と福祉対応型の改善事業を行

っており、計画47棟に対し38棟を実施し、実施率は80.9%となっております。

また、令和4年度からの第2次計画といたしましては、令和13年度までの10年間において、さらに安全性確保型と長寿命化型なども含めて52棟の改修計画を進めていく方針といたしております。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。これまでは、合併時にはやはり人口もそこそこ、いわゆる両町村の合併によって人口もおったわけですが、最近では急速に人口減少とともに、移住して町内においての就業をされる方もかなり少なく、減少してきている状況、それから町に住む住民においても、町外へ移転される方がすごく増加している状況の中で、今後この公営住宅について、町としてはこのままやはり維持されるのか、また利用料についてもどの程度、今まではそれなりの利用者もあったと思いますけれども、ただ、今空き家も増加する中でこの一般住宅の今後の町の維持していくその取組というか、それを一応考えをお伺いしたいと思います。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 お答えいたします。

社会情勢の変化に伴う人口減少、もしくは高齢化など様々な問題が、課題が西和賀には点在しているわけでございます。第2次計画につきましては、町の第2次西和賀町総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略、さらには公共施設等総合管理計画を上位計画といたしまして、町の課題、人口の動態、さらには世帯数の減少、そういったものも全て加味しながら、それぞれの住棟、団地ごとに必要な対策を考えていくことにさせていただいております。そういった意味で現状といたしましては、残すべき住宅ということで基本的には、一部除きますけれども、全体としては継続して長寿命化を図りながら利用を促していくという方向を打ち出して

おります。

一部長瀬野の住宅につきましては、非常に年限も過ぎておりますので、現在の利用者がいらっしやる限りは継続して維持管理をさせていただきたいというふうに考えておりますが、その後につきましては解体という方針を打ち出しております。それ以外につきましては、長寿命化を図りながら、老朽化、基本的には木造住宅30年でございますので、それをさらに伸ばしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 北村嗣雄君。

1番 町として、総合計画の後期のほうの計画の中にあつては、今後は管理棟数の適正化も図りながらということも述べておられます。そして、やはり利用状況が、私も把握していないのですけれども、現在のところよろしいのですが、維持管理している棟数の中で空き家というのは、例えば利用されていないとか、そういうところが何棟あるのかちょっとその辺確認したいと思います。よろしくをお願いします。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 ちょっと資料を準備してきたつもりだったのですけれども、手元にありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

議長 北村嗣雄君。

1番 私、この一般住宅、公営住宅については、何も反対するものではないのですが、ただ人口減少とともにやはり就業されている方も減少する町内においては、この住宅を維持していく上での財政的なものもかなり今後厳しくなるのではないかなというのがまず1つ見込まれます。そうした中で、この計画の中ではいわゆる毎年度検証した上で見直すということは、私も伺ってというか承知しておりますので、まず今後の町の対応というのをちょっと注目していきたいなというふうに考えております。

いずれにしろ一般住宅について、やはり複数

の町民、あるいは町民のみならず利用されていると思うのですが、その住居環境整備についてもこのような猛暑の中で、普通民間が使うアパートとか、そういう住宅については、そこを賃貸して借りる方が例えばエアコンとか、そういう生活に対するあれはおのずとすわけですけども、その一般住宅、公営住宅については、町としてはどのような生活環境の整備も含めてやられるのかちょっとそのことを伺います。今の状況でよろしいです。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 長寿命化計画の中身を御覧になっていただければ分かると思うのですが、第1次計画においてはまず断熱系の取組を進めておまして、屋根、外壁も含めて断熱気密性を高めるという対応をさせていただいております。現在も第2次計画として残っている箇所といたしましては、大沓の住宅と特公賃の住宅もそうですけれども、あと川舟の住宅が残っておるだけとなって、新町も一部新しい住宅についてはまだ改修が終わっていない状況でございます。令和9年度までにはその外壁と屋根の断熱改修については終わる予定となっております。

ちなみに、この事業につきましてはこの計画をつくりながら進捗を図っていくということになっておりますので、国の補助金を活用しながら進めている事業でございます。毎年計画的に進めているというような、そういったところでございます。ちなみに、今年度に関しましては、大沓住宅の3棟6戸の住宅の改修を進めておるところでございます。予定といたしましては来年度は川舟を全てやらせていただいて、残った特公賃の大沓住宅については令和7年、令和8年で進めていくという計画となっております。まず、断熱等を進めながら、暑さ対策にも当然関わることでしょうから、そういった部分については進めていくという予定になっているという状況でございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 分かりました。今後この公営住宅、一般の住宅にもなるわけですが、町としてはやはり宿泊施設が少ない、特に長期的な、いわゆる移住的であってもやはり宿泊施設が少ないこの町においては、極めて宿泊の場所としては必要なというふうに感じます。

いずれこれから交流人口増加を図っていく、そうした町の取組に対して、この一般住宅の重要さも当然求められてきておりますので、その辺はより効果のある一般住宅の位置づけをできればなというふうには私は思うところでございます。

それでは、②に移っていきますが、若者向け住宅の整備についてであります。今担当課長のほうからも総体的な住宅の棟数はお伺いしたところですが、町では26年度に若者定住促進住宅として4棟を増設しており、その後令和4年度においては若者の住宅が6棟のあれがいわゆる対策として増設されております。それで、この利用状況をまずこれまで町が取り組んできた、その点をお伺いしたいと思っております。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 先ほどもちょっとお答えいたしましたけれども、利用状況については今数字を取り寄せようとしておりますので、改めて後ほど回答させていただきたいと思っております。

議長 北村嗣雄君。

1 番 そうしますと、今利用状況というのは空席というか、空き家となっているところまでは分からないですか。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 湯本の1棟6戸に関しては全て入っておりますので、湯田のほうについては今ちょっと確認をさせていただいている最中でございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 分かりました。この施設に対して、住宅についてやはり町が当初目指したというか、建

設に当たってのそうした若者のいろんな世代の出会いというか、交流の場としての目的で建設されたわけですけれども、その辺の効果というか、そういうのは町でどのように捉えているか。ただ、やはり4年度に増設された施設は、1棟1棟がもう全く施設そのものが変わった造り方をされておったわけです。その辺がいいとか悪いとかではなくて、やはり町が実際この施設を造ったことによってどういうふうには検証されているのか、その辺を確認したいと思っております。

議長 建設課長。

建設課長兼上下水道課長 ただいまのご質問にお答えする前に、先ほどの利用状況についてまずはお答えさせていただきたいと思っております。

これ9月1日現在の数字ですけれども、町営住宅45棟、管理戸数については59戸でございます。これについて、現在空き室になっているのは2戸でございます。59に対して2戸空いている状況でございます。特公賃8棟について、これ戸数としては16戸になりますが、空き部屋となっているのは3戸でございます。それから、単身、今ご質問になっている若者の住宅についてもこの単身住宅に当たるわけですけれども、4棟18戸に対して全て埋まっている状況でございます。

それから、ご質問についてでございますけれども、現在全て埋まっているというような状況でございますので、当然利用者がしっかりおつてということでございますので、当初の目的は十分今の段階では達成できているものだというふうには考えておるところでございます。

議長 北村嗣雄君。

1 番 この施設に対しては、若者の町の定着率の向上につなげるのも一つの目的というか、狙いでもあるわけで、その辺が今後、そんなに急に波及効果が出ることはできないと思うのですが、ますます若者の定着が薄れてきている現状の中で、この施設が今後生かされて波及効果になればなというのを感じておるところで

す。

関連でもうちょっと触れたいところもありますが、いずれこの住宅については一括したやはり町の考えもあると思いますので、まず③のほうに移動していきます。高齢者等に対応した共同住宅の整備についてということで、私はこの施策を挙げていますが、町が総合計画で示している、後期の中に出しております考え方は、いわゆる高齢者の夫婦世帯、それから高齢者の単身世帯というかが増加して、人口減少とともに、こういう中でいわゆる高齢者向けとは限らなくても、やはり共同住宅のそういう施設の整備も含めて視野に入れ検討にしたいということを計画の中に入れていきます。

それで、これを第一に町が本当に構想だけであるのか、それとも計画を入れて、やはり実施計画まで基本的に町として考えているのかということでございます。と申しますのは、いわゆる高齢者のみならず、町の今の現状、人口減少とともにやはり各地域も散乱して空き家になっています。そうした場合、今後10年、15年と経過していく上で、もう高齢者も含めながら各世帯がばらばらの中で、やはり町の交通アクセス、道路とかも維持管理していかなければならない。そうした中で、特に高齢者、一人暮らし、あるいは高齢者の夫婦世帯が今後生活を送っていく上で極めて重要な問題というか、検討する課題ではないかなと思います。まず、その辺基本的にお伺いしたいと思います。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、高齢者等に対応しました共同住宅の整備について、まずこれまでの状況や現状課題、今後の取組についてお答えします。

高齢者等の住環境整備としまして、高齢者や障害を持った方が安心して暮らせる住環境とするため、これまでバリアフリー化、それから水洗化などの必要な改修工事にまず助成を行ってまいりました。建設課のほうでは、住まいづく

り応援事業補助金としまして、居住環境の向上や住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的に住宅改修をする方に助成してまいりました。健康福祉課では、高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業として、支援が必要な高齢者や障害者の自立と介護の負担軽減を図ることを目的に助成してまいりました。また、介護保険制度では、介護認定を受けた方を対象に住宅改修の事業で助成してまいりました。さらには、高齢者及び障害者専用集合住宅整備費補助金交付要綱を制定しまして、高齢者及び障害者の居住を確保することを目的とした施設を整備し、運営する方に対して補助金のほうを交付してまいりました。

今の現状課題についてお答えします。令和5年8月末現在で65歳以上の割合は52%を超えまして、単身の高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が年々増加しております。高齢者などが住み慣れた町で自立して安心して住み続けられるよう、これまでの支援の継続が必要と考えております。また、生活支援ハウスでは、高齢者の方々に、現在利用していただいておりますので、冬期間町を離れることなく安心して暮らせるよう、継続して取り組んでいく必要があると認識しております。

健康福祉課では、次期第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実実施計画の策定に伴いまして、今年2月に65歳以上の高齢者の方にニーズ調査を実施したところです。ニーズ調査で、住まいの状況や今後生活したい場所について質問して回答を得ております。今後生活したい場所として、要介護状態になっても自宅で暮らしたいという方が最も多くて、次いで介護施設というふうになっております。同じ項目を令和2年1月にも実施しておりますが、前回と比較すると自宅で暮らしたいという方が0.3ポイント減の41.9%、介護施設が2.4%増の33.5%となっております。こうしたニーズ調査の結果や日々の相談でのニーズに対応した住環境の整備が

必要と考えております。

今後の取組についてということですが、健康福祉課のほうではこれまでの取組を継続しつつ、高齢者からの住まいの相談を社会福祉協議会や介護支援専門員、地域包括支援センターと連携して受けまして、住まいのニーズの把握に努めてまいります。高齢者などに対応した共同住宅へのニーズが高まった際には、現在冬期間利用している生活支援ハウスの通年利用なども視野に入れて検討してまいりたいと考えております。高齢者及び障害者の居住を確保することを目的とした施設を整備し、運営を希望する民間事業者に対しましては引き続き支援してまいりたいと考えております。

議長 北村嗣雄君。

1番 ありがとうございます。よく分かりました。確かに今後もこうしたやはり高齢者あるいは単身高齢者の世帯には可能な限り手を差し伸べながら、安心して暮らせる、生活の場をきちんと確保してやる、これが大事だと私はいつも思っております。

ただ、いわゆる家持ちの中で、やはり高齢者夫婦のみの世帯、それから単身高齢者の世帯の中で、例えば健全であって健康な生活、今健全であっても、実際私住居の環境整備についてお伺いしているわけですが、なかなか今のこうした今年のような猛暑、あるいは冬期間になれば豪雪を含めた寒さが押し寄せるこの西和賀町においては、いわゆる高齢者が自分達のうちで住むにしても、やはり改修をして住みたいと思っても、年金暮らしとか、あるいは低所得者になっていけば、なかなかやろうとしてもやれない。近くに親族なり、あるいはお互いに手を伸べ合える方がいればできるのでしょうか、その辺がかなり難しいというか、厳しい状況の世帯も当然あるわけで、そうした方に対する、あるいは単身高齢者になりますと、65歳になればまず70歳まではある程度、私も自分の体験を思い出しながら感じるのですが、自分でやろう

と思えば何でもできます。70歳を超えてくると、やはり衣食住をするにしても大変だなというのを感じますので、やはりその辺をもっと本人に、単身高齢者に、あるいは高齢者夫婦世帯に対して手を差し伸べる、あるいはもう少し町として、行政として立ち入った調査なり、安心して暮らせる環境をつくってほしいものだなというふうに感じております。障害を持って施設に行ったり、あるいはある程度集団の民間の施設に入られる方も結構いらっしゃるわけですが、まずは町自体が住民を守るということの観点から、やはり今後一層そういうことを手を引くことなく進めていただきたいなと思います。

これからいわゆる高齢化が、65歳以上が産業人口を上回って、もう52%を超えて、これから10年後、令和15年には60%ぐらいになると予想されております。そうした中で、やはり先ほども申し上げたけれども、今は課長が述べられたように、個人の意思も踏まえながら町としてできることをやっていただいているのは当然よろしいと思いますが、個々が、個人のそうした住民がどうもできなくなる前に、町の今後の高齢者対応に向けた取組というのがこれは当然大事ではないかなと思います。その辺、町長として、町を預かるリーダーとして基本的にどう考えているかお伺いしたいと思います。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

高齢化する中で、町のそういう方々に対する施策のあり方は、今議員お話しの考えと私も同じであります。課長等から説明させていただきましたいろんな対策、制度、予算の中で、できるだけ対応させていただいているというふうにも思っております。不足の部分については、お話を聞きながら対応を進めていかなければならないと思いますが、個別具体的にむしろ相談いただいて、それに行政として正面からしっかりと対峙していくと、対応していくということが大事であろうと思いますので、これまでの整備

しました制度なり助成なり等を活用しながら、
そういう課題に向き合っていきたいというふう
に思っております。

議長 北村嗣雄君。

1 番 これから私が申すまでもなく、高齢者世
帯の増加によって、西和賀が当然なる結果がも
う見えています。ちょっと余談ですけども、
県のほうでも人口減少や高齢者対策に対しては、
今年はまだ一歩それに重点的に取り組むと言っ
ておられますが、あるところで私がお聞きした
のは、西和賀はやはり県内でも今高齢化が先駆
けて、さっきも申し上げたように、産業人口を
上回って60%を超える勢いになるのではないか
ということをお知らせしております。そうした中
で、町がどういう対応をされるのか、あるいは
どう取り組んで、やはり住民を守るというより
も生活基盤を支えていくかというのを、町とし
ても取り組む一つの基本施策の中に参考に入れ
たいということを伺いました。まずこれはち
よっと余談です。ですから、西和賀の人口が少
ない中で高齢化が進んでいる、今後町が取り組
む施策が注目されることも一旦あるなというふ
うに感じております。

いずれこれは各課のみならず全体で、やはり
町長に一つの構想なり計画のリーダーを取って
いただいて、高齢化時代に来ていますけれども、
今後対応していただくことをひとつ期待をする
というか、念を押して、まず私の質問を終わら
せたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で北村嗣雄君の一般質問を終結いた
します。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時50分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順6番、高橋敏樹君の質問を許し
ます。

高橋敏樹君。

5 番 議席番号5番、高橋敏樹です。私は、町
立学校のICT教育についてご質問いたします。

現在令和5年、西暦2023年となりました。私
ばかりでなく皆さんもそうでしょうけれども、
私が生まれました昭和から平成を経て、各業界
の技術発達により、生活様式は大きな変化を遂
げております。特にも代表されるのは、携帯電
話やインターネットの普及というものがその代
表的なものではないかと思えます。各職場で
はパソコンが必須となり、西和賀町議会におい
ても今年度から一人一人へタブレット端末が貸
与されております。近い将来は、ペーパーレス
化となるように聞いております。

学校教育においても、教育現場でのアナログ
からデジタル化が進んでいるようです。まさに
これがICT教育ということになるようござ
います。文部科学省が2019年に提唱しているG
IGAスクール構想にコロナ禍も重なり、学習
の効率化や教員の負担軽減の必要性が増してお
り、よりICT教育への流れは加速しているよ
うに思われます。

そこで、町立小学校、中学校のICT教育は
現状どのように行われているのかお伺いたし
ます。

議長 柿崎教育長。

教育長 おはようございます。今日はどうぞよろ
しくお願いたします。本日、湯田中学校の生
徒と沢内中学校の生徒が職場体験ということで
本庁を訪れております。もし見かけましたら激
励の一言をかけていただければありがたいと思
います。どうぞよろしくお願いたします。

まずは、ICT教育の現状についてお答えし
たいと思います。授業や家庭学習で、大型の電
子黒板や1人1台準備したタブレット端末の機
器を活用した学習活動を各学校で展開してい
るところです。具体的には、教材や資料の提示に
よる情報を瞬時に共有すること、それからイン
ターネットを活用した調査活動、また運動や英
会話の様子を撮影した動画による動作の確認と

か表現力の向上に活用しているところです。また、写真や表、グラフを用いたプレゼンテーションやレポートの作成を行い、生徒の意見の交流も行っています。本日の職場体験につきましても活用されることと思っております。さらに家庭学習では、知識を定着させるためのソフトを活用したドリル的な学習も行われておりますし、学校と家庭とでリモート学習も行っております。

このようにICT教育の活用によって、学習の個々の進捗状況に合わせた適切な学びとそれから多様な意見、考え方を出し合い、協働して課題を解決していく学びの実現を図り、児童生徒一人一人が主体的に学習に取り組み、自分の考えを形成できる資質、能力の育成に現在努めているところでございます。

以上です。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。そうすると、タブレット端末は1人1台と今おっしゃいましたが、それは学校だけでなく家庭にも持ち帰って使えるということでしょうか。

議長 柿崎教育長。

教育長 議員のおっしゃるとおりで、長期休業中にはほぼ全部家庭に持ち帰っておりますし、Wi-Fi環境のない家庭にはそれを貸出しをして、できるような状況をつくっているところになります。

以上です。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。

それでは、そのタブレット端末を使ったり、いろいろデジタル化している上で、職場の先生方としても、私もそうなのですが、やはり一昔前、パソコンが導入されるとか、今回もタブレットを議員一人一人、また皆さんも持つということになったときに、ちょっと苦手だなと思われる方も中にはいらっしゃると思うのですが、そういった現場の先生方からどう

いった意見が出ているのか、またその意見に対して教育委員会としてどういうふうに考えているかということをお伺いしたいと思います。

議長 柿崎教育長。

教育長 それでは、教育現場の先生方からどのような意見が出ているかということに関してお答えしたいと思います。

本格的な活用が始まってから2年過ぎました。現場からは効果的な面と、それからやっぱり課題等について様々ご意見をいただいているところです。まず、効果的な面からお話しますと、多くの授業で情報の共有化が瞬時にできるということで、子供たちの学びの土台を一緒に共有しながら授業を進めていくことができるということとか、それから先生方が常に黒板、今までは黒板を用いてずっと書いていたわけですが、その部分を大型提示装置によって出せるわけで、そのときの時間に子供たちの様子を見たり、それから活動の様子を見たりしながら授業の展開を考えることができるとか、やっぱり先ほども言ったように語学学習や体育の授業で、語学学習であればスピーキングの様子を録画をして、それを先生に見せると、先生は其中で発音のよしあしについてだとかアドバイスを送るなどありますし、体育の授業におきましては自分はそのつもりでやっているのですけれども、その画像を見ながら、あっ、ここ違うよなというところを友達の言葉や、それから自分でも気がつきながら改善をして、より早くマスターできるようにするとかをやっております。

それから、表現力を磨くために作文指導に関わっては、校正や加筆修正がしやすいということで、非常に表現力が高まっている活用ができているというような声も聞いておりますし、あとはなかなか意見言えない子供にとってはタブレットを使って書くことをして、提示しながらみんなで意見交流できるというようなことが図られておりますし、何らかの理由で、例えば風邪を引いたとか、ちょっとしばらく家で待機し

ていなければいけないという生徒については、リモートでの授業配信なども行っておりますので、学びの確保ができるなどという利点につきましてはやってよかったというような声が上がっております。

一方ですが、課題につきましては、先ほど議員さんがおっしゃったように、やっぱり教職員のスキルの向上ということで、どうしても苦手だなど、なかなか怖くて触れないという声も実際にありますし、それからWi-Fi環境の充実やICT機器の管理ですが、例えば同じ校舎内でも教室は全てオーケーなのですけれども、他の特別教室で使えないところがあったりして、校舎内全部ということは確保できていない状況もあったりして、その辺りの改善をしてほしいというような声とか、それから情報モラル、セキュリティの問題、そしてあとは欲しいアプリ、学習に活用したいアプリのインストールについてどうだろうかというようなこと、それから使い過ぎというわけではないのですが、健康面での心配が出ているということです。

これらの声は、ICT担当者連絡会議としまして、各学校から1人ずつのICT担当者に来てもらって、定期的に活用状況だとか要望だとかを聞いていて、対応しているところになります。先日行われた会議につきましては、新しいソフトで子供たちが自分の学びを可視化できるような、どこまで進んだかというような可視化ができるようなソフトが欲しいということで現在検討しているところになります。

以上になります。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。当然メリットもあればデメリットもあるというのは分かりますし、やっぱり子供たちにとっては効果のほうが大きいのかなというふうに私も感じます。子供たちは、生まれたときからスマホがありますし、もう1歳、2歳からスマホの画面を触って自分の好きな動画を見たりしておりますので、全然

我々の時代からは考えられない状態ですけれども、ただ流れとしてはこういった流れは止められないですし、もっと加速していくものだというふうに思っております。教職員の皆さんには、苦手意識はあろうかと思いますがけれども、ぜひ子供たちのためを思ってより効率がよく、そして子供たちにもいいような、そんな教育を目指していただきたいなというふうに思います。

ただ、やはり今おっしゃったようにモラルの問題でしたり、危険なサイトだったり、学校の端末はそういったことはないのかもしれませんが、やはりご自宅のご自身のとかなるとそういったものに行くということが考えられますので、ぜひ今後はその部分の自制できるような教育というか、そういった部分も併せてお願いできればなというふうに思います。

それでは、そのタブレット、義務教育の場では西和賀の場合は1人1台、もう多分ほぼほぼ全国1人1台貸しているのかなと思いますけれども、今年の5月5日の岩手日報の記事に県立高校のタブレットの義務化とありますか、それも基本的には個人所有ということが書かれておりました。うちの町、こんな小さい町で、人口減少ということで子供たちも少ないわけですが、1人1台に、今は義務教育現場では学校に貸与という形でしょうけれども、将来的には例えばもう高校に進学するためのタブレットを皆さんに持たせるとか、そういったようなことも考えてはいかがかなというふうに思っているのですけれども、そういった部分も含めて今後町のICT教育をどういうふうに将来的に持っていこうというふうな考えをお聞きしたいというふうに思っております。

議長 柿崎教育長。

教育長 今後、西和賀町におけるICT教育の方針ということと高校についてどのような支援ができるかという2点なのだと思いますが、お答えしたいと思います。

まず、西和賀の子供たちがICT機器を使っ

て希望ある未来の創り手となれるように、学習の基盤として新たに必要とされるものですが、情報活用能力の育成を目指すことを目標に据えて、まず義務教育につきましては次の3点からICT教育の方針を位置づけ、各学校で協力して推進していきたいと思っております。具体的に1点目としては、まず学習、学力の定着という視点から分かりやすい授業をつくっていく、それから児童生徒の個に応じた指導を推進していきます。

2つ目としては、課題を解決していく力の育成という視点からになりますが、情報を活用した学びと他者と協働による学び、特に遠隔による学習の推進を図っていかなければならないと考えております。

3点目としては、よりよいICT教育推進の環境整備の視点で、学校と家庭での通信環境の整備と支援、情報モラルの育成、それから児童生徒のよりよいICT機器利用と健康保持等に取り組んで推進していきたいというふうに考えております。特に西和賀町立の学校は小規模であるために、課題として多様な考えとか人との交流ということがありますが、その機会の創出をICT教育を活用しながら埋めていきたいし、より発展させていきたいというふうに考えております。

もう一点、県立高校に関わってですが、そういう支援はもちろんしたいところですが、県立学校ということで、そこには直接手を加えていくことが簡単ではないというふうに思っております。大学に関わっても、買って自分で持ってくるというのがもう前提条件になっている状況が教育の中にありまして、それが家庭の負担になっていることは間違いないかと思いますが、今後いろんなことを検討しながら、これからのこの社会で生き延びていくための教育として考えてはいきたいと思っております。

以上です。

議長 高橋敏樹君。

5番 ありがとうございます。やはり今後ICTばかりでなく、このICT教育というのは手段であって目的ではないと思いますし、最終的には子供たちがよりよい学びを得て、そして義務教育をしっかり終える、そして次のステップに進む、そのサポートを私たちがするというところでしようけれども、そういった教育現場の声を聞きながら、またよりよい、皆さんが楽しく学んで、楽しく生活できるような基盤をつくっていただければというふうに思います。

それでは、これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長 以上で高橋敏樹君の一般質問を終結いたします。

ここで11時20分まで休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順7番、唐仁原俊博君の質問を許します。

唐仁原俊博君。

6番 議員番号6番、唐仁原俊博です。今回私から大きく2点質問します。1つが西和賀町かわまちづくり事業、その中でも特に上野々地区の整備について、それから銀河ホールの活用について伺います。よろしくお願ひします。

質問に入る前に、ちょっと私の問題意識についてお話をしたいのですが、先月、8月の20日に町主催でJR北上線とまちづくりを考えるシンポジウムが開催されました。北上線を存続させたいという町民の思いが強いことあるでしょうし、中心となって進めていた企画課の皆さんのご尽力もあって、会場の銀河ホール、あれだけ客席が埋まっているのを私初めて見たかもしれないです。中身もかなり濃いシンポジウムで、個人的に非常に満足しました。そのシンポジウムの中で、見落としていたなと気づかされたことがありました。

北上線については、これまで長いこと町とし

ても町民の利用を促進しようと様々な取組を行ってこられたというふうに伺っています。ただ、そのシンポジウムの中で確かになと思われたのが、町民が乗らなくなるとほかに乗客がいればそれでいいのだという話が出ていました。要は、世界的にもコロナ禍が落ち着いてきていて、訪日外国人も戻りつつあると。訪日外国人、いわゆるインバウンドというやつですけれども。JRが在来線と、あと新幹線と乗り放題になるジャパン・レール・パスという切符を出していて、それを使って訪日外国人があちこち回っているという話でした。

つまり町民が北上線を利用してくれることにこしたことはないのですけれども、町民でなくなると北上線に乗ってくれる人がいれば、JRとしては存続させる理由になるわけです。今町の人口が5,000人を切って、その5,000人弱に対して北上線に乗ってくれというのも一つなのですけれども、コロナ禍前の2019年の時点で訪日外国人が3,000万人突破していましたけれども、そういう人たちに北上線に乗ってよと、北上線沿線にこういう、いろいろあるよということもだし、北上線乗るだけでいいよと、沿線降りなくていい、秋田に抜けるだけでもいいよと、そういう訴えかけ方もあるのだなと思われました。素通りしたっていいじゃんというのって、いろんなことに通用する考え方だなと思ってまして、町民に対して訴えかけるときにはないやり方とか、整備の仕方とか、いろいろ出てくるのではないかなと思いました。

西和賀の課題、課題先進地などと言われていきますけれども、いろいろ課題がある中で、実は町内だけ見てもなかなか難しいのだが、町外に目を向けたときに突破口が見えてくるような課題というのはほかにもあるのかなと思いました。例えば令和3年11月、第二次西和賀町観光振興計画が出ていますけれども、観光入り込み客数の目標値が39万5,000人になっています。町の人口と合わせるとちょうど40万ぐらいにな

るわけなのですけれども、実は5,000人相手にいろいろ考えるのではなくて、40万人相手にいろいろ考えると、40万人を相手にした仕事をしなければいけないのではないかなと思ったり、あるいは訪日外国人3,000万人相手に考えなければいけないのではないかな、あるいは日本人1億2,000万人相手にいろいろ考えなければいけないのではないかと、そういうのを考えたときに突破口が見つかることがいろいろあるのではないかなと、町の未来が開けていくのではないかなというふうに思いました。

では、前置きが長くなったのですけれども、質問に入ります。令和3年度、西和賀町かわまちづくり計画が国土交通省のかわまちづくり支援制度に登録されております。事業の概要と現在までの進捗について伺うつもりだったのですけれども、昨日中村議員のほうからも質問があって、その中で令和3年から令和8年までが国の支援を受けて整備を行う期間、その後4年間町が単独で整備を続ける計10年の計画で動いているという話でしたよね。4つのエリアに分けて、湯本、上野々、無地内、天ヶ瀬で整備をしていくと。概要についてある程度確認できたので、そこはまずいいかなと。進捗についてはお伺いしたいなと思っています。現時点で計画に遅れはないかということと、あるとしたら何が原因かということをお聞かせください。

議長 内記町長。

町長 ただいまのご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

かわまちづくり事業の計画に遅れはないかということでございます。計画のスケジュールですけれども、湯本が令和3年度から令和5年度、上野々地区が令和4年度から令和6年度、無地内地区が令和7年度から8年度、天ヶ瀬が令和6年度から8年度というのが計画スケジュールとなっておりますが、湯本地区において川との

接続部分で湯田ダムとの調整に時間を要し、設計工事の一部に遅れが出て予算を繰り越しております。その後は、おおむねスケジュールどおり進行をしているところです。

それから、昨日も一部お答えしておりますけれども、国道107号、今復旧工事でトンネル工事が進められようとしているところです。天ヶ瀬地区がこのトンネル工事にちょっと影響しますので、トンネル工事の進捗を見ながら天ヶ瀬のほうの整備を進めていくということになっております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。天ヶ瀬地区のことですけれども、自然を活用する事業ですから、自然災害があれば当然スケジュール見直しもあるかなと思います。ただ、湯本のほうでダムとの調整に時間がかかったということなのですけれども、かわまちづくりで、これ計画の策定の段階から北上川のダム統合管理事務所も入って進めていたと思うのですけれども、その段階で何かそごがあったまま来てしまったから調整が難航したということなのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、北上川ダム統合管理事務所が当初の段階からこの計画づくりに関わっておりましたので、議員おっしゃるような大きなそごというものは生じているわけではございません。あくまでも技術的な細かい部分での調整が必要になってきているということでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと追加でお聞きしたいのですが、今ダムの統合管理事務所が入っていたということですが、かわまちづくりの協議会のメンバーの構成というのはどういった方々で構成されているか教えていただけますでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

かわまちづくり協議会の構成ですけれども、まずは、今申し上げたとおり、国、国交省、北上川ダム統合管理事務所と町、それから地元です。今言った4つの地区の協議会の関係者、それからあとは川尻地区観光協会、あるいは淡水漁業協同組合等々でございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

またちょっと湯本の話なのですけれども、かわまちづくり事業、特に湯本の場合は計画が町の中で最初に取り組まれているというのプラスまちなか再生との絡みもあって、いろいろと進んでいるわけですが、かわまちづくりの当初の計画を見たときに、結構こういうことができたらいなというのをちょっと楽観的というか、かなり夢を詰め込んだような計画なのではないかというふうな印象を受けました。当初の計画からすれば、実際に手をつけるものに関してはかなり絞り込んだのかなと思っていますけれども、どういった過程を経て計画の中でこの部分を残そう、あるいはこの部分は今回外そうというふうになったのかお聞かせ願えますか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

地元関係者等のワークショップであるとか、あるいは現地の調査確認などを経て基本設計を行って、最終的に測量や各種調査を進めながら詳細設計を行うこととしておりました。それぞれの過程でその構想を基にしながら、実際に整備する内容を精査しております。

湯本地区エリアですけれども、かわまちづくり計画策定時点では、若者住宅、桜並木部分での公園や駐車場の整備、まちなか交流館では足湯やテラス、川と接続するスロープや階段等の整備を構想に含んでおりましたけれども、設計段階に入り地域での議論や財政面との調整により、公園と駐車場の整備を今後の検討事項として先送りをしまして、基本設計の時点では足湯

整備を取りやめ、測量実施設計の段階で川と接続するスロープ整備を断念して、最終的には交流館周辺の外構、植栽、テラスと川との接続階段の整備にとどめているところでございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。より現実的というか、そういう案に着地したのかなと思うのですけれども、今後上野々に関しては設計が終わっている状態、無地内、天ヶ瀬の各エリアにおいても今後話が進められていくと思えますけれども、内容の精査などを行っていただければいいのかなと思います。昨日の中村議員の質問で、維持管理に関しては町が行いますよという話も出ていたので、無理のない計画を進めていただけたらいいのかなと思います。

かわまちづくりに限らずなのですからけれども、個人的に町で何かやろうというときに一番のネックになるなと思っているのが人、事業者です。今回かわまちづくりは、環境整備をする事業なわけですが、整備した後は今度はそれを活用していく段階になると思えます。単に町民が水と親しむだけではなくて、例えば観光案内をする人だとか、その周辺でお店を出す人とか、いろいろな活用があると思うのですけれども、そういう活用をする人、してくれる人がいるのかとか、手を挙げる人がいたとしてどのぐらいの本気度で関わろうとしているのかとか、今やっていない新しい事業を新しくやるのであれば、本当に安定的に事業化できるのかと、そういう部分まで計画の段階で考慮されていたのかなというのがちょっと疑問かなと思っています。実際のところどうだったのでしょうか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

昨日の答弁と重なる部分もございますけれども、改めてかわまちづくりなのですからけれども、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組でございます。古くから培われて

いた地域の歴史や文化、人々の生活とのつながりなど、水辺にはその地域特有の資源が眠っており、その使い方や知恵によって新たな価値を生み出す可能性を秘めているというふうに考えております。それを引き出すハード整備とソフト施策の方向性を示した計画であると思っております。

そして、今議員ご指摘のお話になりますけれども、ご指摘のとおり担い手、誰がやるのかというそのプレーヤーが不足しているという実情は確かにございます。ただ、ハードによる環境整備とソフト事業による担い手育成を通じて、先ほど申し上げた水辺空間の質と、それから地域ブランドの向上をし、潤いのある地域とにぎわいづくりを目指したいという取組でございます。当初段階からそうした考えで取り組んできたつもりではございますけれども、今言った実情もございますので、これから鋭意その部分に地域住民を巻き込んで取組を強化していきたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。かわまちづくり事業の目指すものというか、かわまちづくり事業単体で考えたときの目標というのは分かりました。ありがとうございました。

関連した話ですが、次の質問に行こうと思えます。上野々エリアの整備についてなのですが、上野々だとほっとゆだ駅真っ正面のほっと三五橋を渡った先、銀河ホールの脇のところに駐車場と公園を整備する計画になっています。ほっとゆだ駅があって、国道107号も近くを通っているということもあって、現在でも町内では比較的人の行き来のあるエリアだと思うのですが、整備がなされたらこれがさらに増えることをもちろん想定されていると思えます。来てくれたお客さんをもてなすためには、近隣の飲食店や温泉、もしくは観光とか水辺のアクティビティーを提供するような事業者との連携が欠かせないだろうと考えます。現在周辺の事

業者を巻き込んだ議論がなされているかとか、個別に声かけしているいろいろ話がされているかというのを教えていただけますか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、かわまちづくり計画における上野々地区の整備事業としましては、令和4年度から6年度にかけて実施する錦秋湖に親しむ公園と駐車場の整備となっております。スケジュールとしては、令和4年度に地域住民や関係機関からの聞き取りなどを基に基本構想を策定しております。令和5年度に公園と駐車場の詳細設計、令和6年度に工事着工というスケジュールとなっております。

基本構想の策定に当たってですが、地域住民や関係機関に対するヒアリングやワークショップを重ねながら進めてまいりました。令和3年度には、川尻1区、2区も含めた川尻、上野々エリアのかわまちづくり計画の全体的な構想についての話し合いを進め、既存の施設も活用しながら、川尻、上野々エリアにおいてこの事業をどのように進めるのがよいのか協議しているところであります。令和4年度には、地域に対して構想を説明しながら、具体的な公園の整備について話し合いを進める形で段階的に取り組んできたところであります。

また、この間には、整備した公園や錦秋湖の利活用をイメージする取組として、湖上遊覧体験や駅前のマルシェを実施するとともに、銀河ホールや資料館といった公共施設のほかに観光施設やカフェと連携しながら、川尻、上野々エリアの魅力を感じるイベントにも取り組んできたところであります。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。近隣の住民とか事業者もその輪の中に入っていると思うので、いろいろと意見が出てくるのかなと思うのです

けれども、ちょっと1個気になるのが水辺の整備をするということで、多分これまで以上に水辺で遊んだりとか、あるいはカヤック乗ったりとか、遊覧船乗ったりとかということになると思うのですけれども、そうすると足が汚れたりだとか、場合によっては体が汚れたりということになると思うのです。ほっとゆだ駅まで、温泉まで歩いて5分とはいえ、多分どろどろになって行ったら、受付で「えっ」となるのではないかなと思うのですけれども、公園とか駐車場の近くに足洗い場とか、あるいは温水シャワーみたいな、そういうのが必要になるのではないかなと思うのですが、どうなのでしょう。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

上野々エリアの整備計画には、そういった今議員おっしゃるような設備、施設というのは計画をしてございませんが、一方でそういった不都合も出てくることも想定されます。幸いというか、この周辺には銀河ホールであるとか歴史民俗資料館がありまして、この施設には屋外の水道、屋外栓が備えてあります。こういった設備をそのアクティビティーの利用者も活用できるように調整を進めていきたいと考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 分かりました。水が使えるということであれば、有料で全然いいと思うので、温水シャワーがあったらいいなというふうに思いますということをお伝えしておきます。

先ほど住民参加、事業者参加のワークショップをやったというお話が出ましたけれども、私も上野々の住人なので、声をかけてもらって一度参加をしました。そのときに感じたのが、近隣に資源があるのは確かなのです。ただ、上野々に限らずなのですけれども、資源を掘り起こすワークショップみたいなものってこれまでに町内で結構行われていて、ここにおられる方々も参加したことが複数回あったりするのではない

かなと思います。問題は、資源を掘り起こしたとして、掘り起こしただけだと、お金に換えたりとか娯楽になったりということになかなかならないというところだと思います。なので、計画が固まる前の段階で、資源の掘り起こしとか環境整備に向けての話合いとは別口でやるか、もしくは並行してやるかあると思うのですけれども、いかに町民に楽しんでもらってお金を使ってもらおうとか、あるいはいかに外貨を稼ぐか、要は外から来た人にお金を落としてもらうかという視点での話合いも必要だったのではないかなと思います。その点についてはどうお考えでしょうか。

議長　　ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長　お答えいたします。

そういう話合いが必要だったか必要ではなかったかと言われると、必要だったかと思います。実態は、当初段階からそうやっていかにして稼ぐかと、いかにして金をもうけるかということを前面に置いて計画したものではありませんが、これからできる範囲で取り組んでいきたいとは考えておりますけれども、上野々に関しては基本構想のつくり込みの段階で、観光事業者、関係者からのヒアリングなどを通じて、観光客のエリアの滞留、湖面アクティビティ事業者の使い勝手、イベントにも活用できるようなレイアウトで検討がされてきていると思っております。どのように外貨を稼ぐかという視点は大切でありますけれども、現状のリソースを有効に活用するためにどのようなハード整備が必要かという視点でこれからも話合いを進めていきたいと思っております。

議長　　唐仁原俊博君。

6番　　分かりました。かわまちづくり事業の趣旨ご説明いただいて、理解した上でですけれども、今後無地内とか天ヶ瀬でも整備に向けての話合いが行われると思うので、稼ぐという観点を頭の片隅というか、実際は念頭に置いてがいいのかなと思うのですけれども、そういう状態

で進めていただければいいというのが1点。

もう一点ちょっと思うのが、県内とか周辺の自治体、もしくはもうちょっと大きい話で国内の旅行のトレンドとか、訪日外国人がどこに行きたいというトレンドとかまで俯瞰して効果的な整備が行われればなおのこといいのかなと思うのですけれども、そういうのができるのって多分町で商売をしている例えば飲食店とか旅館とかというよりも旅行者になるのかなと思います。町内で旅行者かというと非常に限られるのですけれども、協力をあおいで存分に活躍していただけたらいいのかなというのが、これは考えたこととして1点お伝えしておきます。

次の質問に行きます。稼ぐという話をさっきからしているのですけれども、ほっとゆだ駅周辺には以前お店をやっていた物件が点在しています。かなりの割合が住居と店舗が一体になっていると思うので、難しい部分はあるかと思うのですけれども、物件の使用実態を調査して店舗として再生可能なものがあれば、ここをお店として使えますよと町内外に宣伝して事業主体を募ることもできるのかなと思います。せっかくかわまちづくりで環境整備をするので、町内事業者の活性化とか、町内経済の活性化まで狙うべきではないかなと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

議長　　観光商工課長。

観光商工課長　それでは、今の質問には私のほうからお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、JR北上線ほっとゆだ駅周辺には空き家を含め元店舗物件が点在しているものと理解しております。町では、各地区の行政連絡員のご協力の下、駅前周辺に限らず、町全体の空き家、空き店舗と思われる物件を調査し、年2回の状況調査を行い、所有者等に対し適正管理を促し、各種補助制度の周知、空き家バンク登録を働きかけております。空き家、空き店舗の活用につきましては、所有者等

からの売買ですとか貸借等の意向により判断しているところがございます。町では、創業支援補助金の創設、空き家活用、空き家改修事業補助金の創設により、起業、事業承継、半農半X等の地域おこし協力隊の空き家等の活用への支援を行っており、実際に活用されている事例もでございます。町内における企業化、事業承継の推進は、今後も引き続き進めていきたいと考えており、駅周辺に限らず全町を対象としているものでございます。

かわまち事業、上野々地区の整備に関しては、最小限の整備で最大限の効果、川を生かしたまちづくりの推進を目指し、ハード整備の内容について協議会を経て確認、ソフト面では整備後の活用、維持管理等を含めた地域づくりについて、地域住民等によるワークショップが重ねられております。駅周辺は、地域住民の生活スペースであり、話合いの下地域づくりが進められるものと理解しております。かわまち事業の取組がきっかけとなり、今後の地域のデザインを描く活動に関しまして必要な協力を行っていきたいと考えているところがございます。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。既存のお店とか事業者でも、高齢化とか人手不足が問題になっていたりするところもあるわけですが、今のお話伺った上で事業承継の意向とか、そういう部分について調査は行われているでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

第二次西和賀町観光振興計画の策定に向けまして実施したアンケートというものがございまして、宿泊、飲食施設経営における今後の考え方、後継者の有無を確認したものであります。その中では、まず宿泊施設、飲食施設において規模拡大の意向ですとか、現状維持、縮小、廃業等の考えについてお聞きしておりますし、ま

た後継者がいるかないかというところをお聞きしておりますが、具体的に例えば後継者がいないといった場合でも、誰かそういうふうなほかに担い手等になる者がいれば引き継ぎたいといったような意向までを把握している状況ではございませんので、そういう部分につきましてはこれから調査対象にしながら把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。事業承継とかとなってくると、人と人の相性とかもあるので、なかなか難しいとは思うのですが、せっかくかわまちづくりで整備をするのであれば、そこがただの住宅地になってしまうともったいないなというふうな思いがあります。まちづくりというのは、住民が主体になって行くものだというふうに私も思っているのですが、町としてほっとゆだ周辺のエリアをどういうふうに捉えているか、どういうふうにしていきたいと思っているかというのはあるでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

町といたしましては、ほっとゆだ駅周辺につきましてはJR等を利用して町を訪れる観光客の玄関口として、受入れ環境ですとか、体制が整っていることが望ましいというふうに考えているものでございます。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。やっぱり受入れ環境、商店があつて飲食店があつてということなのだろうと思うので、そのまま住民だけに任せてしまうと、そういう方向にもいかないのかなというふうに思います。今回これ以上あまり突っ込みませんが、エリアリノベーションとかリノベーションまちづくりというふうな概念があつて、町の周辺だと紫波あるいは花巻とかで今取り組まれていますし、町内でも湯本のまちなか再生ってその流れをくむような

計画なのかなと思います。住民が住みやすく、かつ稼げるエリアづくりというのは、やっぱり個人とか事業者単体で進めるのではなくて、官民が連携して初めて成り立っていくかなと思いますので、住民もそうですけれども、事業者もそうですし、あと当局にアンテナを張って見ておいていただけたらいいのかなと思います。

上野々とかほっとゆだ周辺に限ったことではないのですけれども、事業をやめてしまうのってやっぱりもったいないなと思っていて、休んでいる間とか店閉めている間も設備古くなっていきますし、あと個人的に店を閉めたというところに、こういうものをもしかして持っていますかと、あったら欲しいのですけれどもと言ったら、もう人にあげてしまった、町外の人に安く売ってしまったみたいな話もありました。さっき事業承継の話をしましたけれども、事業承継をすることをミッションとしたような地域おこし協力隊とかというのを入れてもいいのかなと思います。さっきも言ったように、人との話なので、相性がありますから、どこどこを具体的に継承しろという話ではなくて、町内の調査自体を最初やりながら、いろんな事業者と知り合ってもらって、いい相手がいたらお見合い成立ではないのですけれども、そういうふうなことも考えてもいいのかなと思いました。そういう方向での事業承継とか、あるいは地域おこし協力隊の活用というのはあり得るでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

先ほどお答えした部分もありますけれども、改めて町内のそういう事業者、宿泊、飲食施設というようなところのまず意向を調査しながら、実際にそういうふうな後継者、担い手となる方がいた場合に任せていきたいというような、そういう部分を把握しながら、協力隊というような形も考えていきたいというふうに考えているものです。事業者との人と人との関係のマッチングの部分につきましても、その協力隊制度の

中ではお試し協力隊制度というような形もあると思いますので、そういうものも活用しながらというふうに思います。

以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。かわまちづくりに関しての質問は以上で終わりたいと思います。

議長 ただいま唐仁原俊博君の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

午前中に引き続き、唐仁原俊博君の一般質問を続けます。

唐仁原俊博君。

6番 では、銀河ホールの活用についてお話を伺ってはいかがでしょうか。

またちょっと前置きがあるのですけれども、私町に引っ越してきて5年目になりますが、最初に町を訪れたのが平成24年、2012年でした。銀河ホールの学生演劇合宿事業に誘われたのですけれども、そのときに西和賀という演劇の町があると、そこに銀河ホールという町営の演劇専用ホールがあると聞いてびっくりしたのですけれども、当時で町の人口が6,000人ぐらい、6,000人の町に300人入る演劇専用のホールがあるという、人口の5%が入るぞというので、何と特徴的な町なのだと思ったのを覚えています。

実際来てみると、さらに驚いたのが銀河ホールの立地でした。日本にいろいろと駅直結の公共ホールがあるのですけれども、銀河ホールは直結ではないけれども、ほっとゆだから歩いて400メートル、約5分です。都市部の駅だと改札出るまで5分かかることとかもあったりするので、実質駅直結みたいなものだと思うのですけれども、それがしかも湖畔にあると、ハワイエから、僕が来たときがお盆だったので、夏の錦秋湖を見ながらとか、あるいはテ

ラスに出て風を受けていると、何かすごくリゾートに来たような気分だなと思いながら演劇やっていたのを思い出します。午前中、冒頭に5,000人だけ見ているだけでも駄目ではないかという話をしたのですけれども、外に目を向けたときにもっと活用のしがいがあるのではないかと思いますので、それを念頭にいろいろ伺いたいと思います。

まず、現在銀河ホールの運営方針とか施設の管理運営方法について検討するために、銀河ホールあり方検討委員会が置かれていると思います。あり方検討委員会について、昨年度までの議論の経過と今年度の活動実績、それから予定について伺いたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 よろしく申し上げます。あり方検討委員会の議論の経過今年度の活動実績についてお答えします。文化創造館あり方検討委員会は、人口減少が課題の中で、銀河ホールのこれまでの特色や実績を生かしながら、今後も持続可能な施設として活用を図るということに対して、町内外の有識者より2回にわたって専門的な見地からご意見を頂戴しました。

また、令和4年度には文化創造館のあり方を考える意見交換会を2度開催し、町内の各界の代表者などから率直な文化創造館へのご意見を頂戴したところであり、これらを基に昨年度、文化創造館の今後の基本方針として取りまとめ、令和5年2月に議会への説明を行ったところです。

文化創造館については、住民が芸術に触れ、参画することで生きがいを感じるとともに、ギンガク事業などでは町に若者を多数呼び込むなど、他地域との差別化が図れる施設であるとの認識に立ち、今後はその波及効果から地域経済や文化芸術を用いた地域住民への福祉向上にも寄与できるような、そういった施設を目指そうとするものです。今年度は、その基本方針の実現に向けて、運営体制や施設改修などの検討を

進めているところです。

議長 唐仁原俊博君。

6番 これまで町が直営でやってきたと思います。今後のことを考えたときに、直営なのか、部分的に外部の人に入ってもらえるのかとか、いろいろバランスがあると思うのですけれども、そこら辺の議論についてはどうでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 この検討の中で、直営と指定管理の部分と2つの方法が考えられるということで検討してきたところですが、まず基本的には直営を継続するという形を取ることに決めております。そうした中で、指定管理といたないまでも、事業などについては直営だけでなく、そういった専門的な事業を行えるところに事業委託などもしながら、町民に楽しんでいただけるような事業を提案できるのではないかという部分で、業務委託のほうも考えているところです。以上です。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。この間のJR北上線のシンポジウムの際に、冷房が効かなかったりとかというのがあったりとか、あとボイラーの調子が悪いとかという話も聞いたりするのですけれども、そこら辺の設備改修していかないと、なかなかホールとしてまだ満足にいかないのかなとも思ったりするのですけれども、そこら辺の設備のこととか建物のこととかって、何かこれからどのぐらいお金かかりそうだな、それかけたら何年ぐらいいけそうだなみたいなというのは話はされていますでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 JRのシンポジウムの際は、突然冷房のほうで、主電源がちょっと落ちてしまったということで、後半には復活できたのですけれども、今年度基盤改修の大きな予算をつけていただいて改修を進める場所ですけれども、施設自体築30年経過しておりますので、今後使用していく上で一通りあちこち改修する時期に

は来ているということです。そういったボイラーですとか、いろんな課題があります。その辺については、方針の中でも議員の皆様の方にも、今後の中でどれぐらいかかるかといった部分も一応説明はさせていただいてはおりますけれども、具体的な金額はちょっとあれなのですが、優先順位を決めて改修を進めていく部分が多いということが課題となっております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。町民にもオープンにしているいろいろな、これぐらいかかるけれども、こういう価値があるぞという話ができるのであればいいのかなと思っております。

次の質問に行きます。今いろいろとあり方について検討されている真っ最中だと思うのですが、現時点でほかの公共ホールとかほかの地域に関して、西和賀にある銀河ホールに参考すべき点があるとか、そういうふうを考えているところがありましたら教えていただくと。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 あり方について、現時点で参考にしているほかの施設があるかについてお答えします。

あり方を考える上で、今後の管理運営について検討の参考とするため、他施設の事例ですとか、銀河ホールと同じく市が運営している大船渡市の市民文化会館などの視察なども行って情報収集を行ってきております。その地域の特性や文化施設の特性によっていろいろ千差万別の運営方針がありますし、それぞれ課題も多いというところも感じているところです。引き続き、そういった情報収集に努めて参考にしていきたいと考えているところです。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。銀河ホールに関して言えば、まずは住民のための文化施設であるというのが根本だと思うのですが、一方で町外も含めてより多くの人に使っていただけ

るのではないかなというふうに思っています。さっきも言いましたけれども、錦秋湖を望むロケーションがあり、近くに湯川温泉がありということで、文化事業だけではなくて、例えば近隣の市町村とかも含めて式典とか研修などにも使っていただけるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 現状ですけれども、町外の利用はないのですが、牛乳公社さんですとか商工会さんが会社の総会などで利用いただきましたし、今年度ですけれども、林業振興課さんのほうで木育イベントということで実施をしていただきましたし、社会福祉協議会さんも昨年度から福祉まつりといったような形のご利用もされていて、文化事業以外でもご利用いただくケースが増えてきております。

これまでもそうだったのですが、町外の利用が少ない要因としては、文化施設ですので、そういったイベントに関する周知はしてきたところですが、施設を自由に使って文化事業以外などでも使えるよといった、そういったアピールはできていなかったということが町外の利用が少ないのかなというふうに考えております。

基本方針の一つに、多目的な活用のことと盛り込んでおります。文化事業以外にも、企業による式典とかそういった研修、ホワイエを活用した学習とか休憩スペースといったような形の活用など、誰もが気軽に立ち寄れる場所としても様々な利用をしていただきたいというところを考えておりますので、それは町民に限らず町外の方にも利用していただければと思いますし、そういった利用も増やしていきたいというふうに考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。文化施設ですので、採算性を持ち出すのがなじまない部分というのもあると思うのですが、とはいえ稼

げる部分ではしっかりお金を頂いて稼ぐという意識も大事かなと思います。そういう意味で、町内外の企業に使ってもらえればいいなと思うのですけれども、利用料金とかに関して、町の中か外か、あるいは文化事業か文化事業ではないかというので今差はつけていたりしますか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 文化創造館の使用料につきましては、文化創造館条例で規定されているものですが、会場費と附帯設備の使用料の合計した金額というふうな形になっております。今現在町内と町外での利用ですとか、文化事業と文化事業以外の利用といった、そういった区分の違いで料金の差はありません。ただ、使用料の免除規定があります。そうした中で、町内の利用の中、団体の利用の際に全額免除とする規定もありまして、そういった規定の範囲が広いというところも課題だなというふうに受け止めているところです。その免除規定ですけれども、開館当初の施設の利用実績を重視したような考えで、より安くしてより多く使ってもらいたいというような、そういった優先した考えが基になっているようなところもありましたので、今後についてはそういった自主財源の確保というのも課題となっておりますので、少し見直す必要もあるのかなというところを考えております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。ぜひ積極的に活用してもらおうというのと併せて、いろいろと検討いただければいいのかなと思います。

ほかの地域の話ですけれども、文化施設とか体育館とかの運営に民間業者が入るとというのがいろいろ行われているわけですが、集客力とかイベント運営のノウハウを持っている旅行者が入るケースもあるというふうに向っております。かわまちづくりによってエリア整備が行われることもありますし、観光という観点からも銀河ホールどう活用していくかということがいろいろ検討されていくべきかなと思って

いて、その意味で旅行者にもあり方を考えるときに一緒に入ってもらったらいいなと思っ

ているのですけれども、それはどうでしょうか。

議長 生涯学習課長。
生涯学習課長 今回まとめた基本方針の中で、文化芸術と観光の連携による交流や情報発信の場としての活用も盛り込んでおります。検討委員会と意見交換会の中で、例えば演劇鑑賞と宿泊といったプラン、そういったことも考えられる、観光面を意識した取組もできるのではないかと、そういった意見もいただいたところです。そうした観光との連携を考えたときに、観光業者のそういった視点ですとかノウハウなどを助言いただいたり、意見いただくことも進めるときには重要なことかなと思っております。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。

では、次の質問に行きたいと思っております。今度ちょっと住民の話ですけれども、住民主体の取組として昨年度1年かけて、銀河ホールとか町の文化行政などをテーマにして銀活という活動が行われていました。銀河ホールのあり方を考えるときに、有識者とか関係各所というのはもちろん大事なのですが、住民のアイデアも欠かせないと思っております。ただ、そのときにアイデアだけではなくて、実際に実行してもらって、そこからフィードバックを得られればなおのこといいのではないかというふうに思っているのですけれども、そこら辺についてどうお考えでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 住民主体の取組についてお答えします。

銀活については、銀河ホール学生演劇合宿事業を進めてきたギンガク実行委員会が主体となって昨年8月から11月ぐらいの間に6回ほど開催して、参加者から銀河ホールを活用した様々な提案や意見などを集約しております。最後は、銀河ホールでその結果の報告やさらなる可能性

についての意見交換が行われておりました。ギンガク実行委員会の動きというか、そういった活動については担当課としても歓迎しているところですし、そうした活動を通じて共に銀河ホールの利活用に関心を寄せる、実行する住民が増えるきっかけになるものと捉えております。その銀活で出された様々なアイデアですとか、林業振興課が取り組んだ木育事業、これから進めていくかわまち事業との融合などを図って、舞台だけを用いた鑑賞事業に特化することなく、誰もが気軽に集い、様々な交流空間として利用いただけるような施設としていきたいというふうに考えているところです。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。銀河ホールとかUホールっていろいろな練習場所とかとしても使われていたりすると思うのですが、イベントをもっと町民がやったらなおのこと面白くなるのかなというふうに思っています。実際にイベントをやるときに気をつけないといけないところとか、こういう手順で話を進めていきますよとかというのを例えばホームページに掲載したりとか、相談窓口こちらですみたいな、いつでも相談乗りますみたいなアピールをしていただいてもいいのかなというふうに思っています。

もう一つ聞きたいのが、イベントをやるときに補助金使えるものがいろいろあったりすると思うのです。文化事業であるとか、もしくは子供とか、いろいろ切り口があると思うのですが、そういう補助金の案内とかが担当課に来ていたりすると思うのですが、そこから先って周知とか、あるいは直接的な声かけとか、そういうのはしていらっしゃるのでしょうか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホールでイベントなどをやろうといったときに、相談があるのがやっぱり財源の確保というところをご相談されることが割

と多いと思っております。文化芸術に関しては、企業などが主催している補助事業など、そういったものもあります。そういった情報が生涯学習課のほうにも来ております。今までは、問合せがあった時点でお知らせするといったようなところでしたので、どうしてもタイミングが合わなかったりとか、もうちょっと早く相談していただければと思ったようなこともあったように思います。そういった時間的余裕を持って相談していただけるような形で、ふだんからそういった助成制度に関するものの情報を皆さんのほうに提供していくというのも必要なことかなというふうにちょっと考えたところです。

議長 唐仁原俊博君。

6番 ありがとうございます。今おっしゃったように、補助金使おうと思えば、結構1年ぐらいアンテナ立てて、このタイミングで出たから、よし、使うぞみたいなふうにやる側も備えておかなければいけないと思うのですが、そういうものの土台づくりというか、毎年この時期にこういうのが来るから狙っていてねというふうな声かけもあっていいのかなと思いますし、単純に来た案内をそのままスキャンしてホームページに載せるだけでもいいので、情報発信していただけたらいいのかなというふうに思います。

銀河ホールに関しては、基盤の改修工事があって、これから本格的に再始動していくかなと思うのですが、先ほども質問でやりましたけれども、かわまちづくりと併せてきっと稼げるエリアになるのではないかなと、稼げるエリアにすることによって、さらに持続可能な公共ホールとしてやっていけるのではないかなと思っていますので、ぜひ盛り上げていければなというふうに思います。

私からの一般質問、これで終わります。ありがとうございます。

議長 以上で唐仁原俊博君の一般質問を終結いたします。

ここで1時30分まで休憩いたします。

午後 1時21分 休 憩

午後 1時30分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

次に、登壇順8番、刈田敏君の質問を許します。

刈田敏君。

11番 こんにちは。9月定例議会、8人の一般質問ありましたけれども、最後の登壇となります。議席番号11番、刈田敏です。

早速質問に入りたいと思います。今回通告は2点であります。1点目としては農業振興について、それから2点目として未利用施設、未利用エネルギーの活用について、この2点であります。

初めに、農業振興についてお伺いいたします。地域計画策定業務、人・農地プランに関し、令和5年度から2か年にわたり策定作業を進めることとしているが、その状況について何うものであります。1番目として、町としてはどのように捉え、進めようとしているのかお伺いいたします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

農業振興の取組に関するご質問につきましては、担当課長から答弁します。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 それでは、ただいまのご質問につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。

農業者の著しい減少、高齢化に伴い、従来の考え方で農地、農村環境を守っていくことは極めて難しいと考えております。今回国から示された地域計画は、農地一筆ごとに今後のあり方を示すことが求められておりますが、この機会に集落ごとに農地管理のあり方を具体的に定め、施策を集中していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 地域計画、要するに農地活用について、本町農業振興の基礎となるものであると思っております。この考え方ですけれども、今国のほうからというお話でありました。この地域計画については、やらなければいけないと考えているのか、それとも地域計画を進めることがこの町にとって重要になるのかということを確認しておきたいと思えます。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

国のほうから示されたものは義務づけということでございますけれども、これやらされているということではなくて、逆に西和賀町の状況を捉えたときに、このまま何も考えずに国の施策だけに従って農業を進めることができるかと、それは難しいということですので、やはり地域として主体的にこれを捉えて、自分たちとしてどうしなければいけないのか、その観点からこれを取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 町としては、農地集積、集約を進めていくということだということで、私もそのように捉えております。ぜひともこれはそういう形では進んでいかなければいけない、そうしていくことでこの西和賀の農業を保っていくものだと思いますけれども、そこで気にかかることが1つあるわけですが、農地管理機構、要するに農地バンクに預けることで、農地、農業に対する気持ちが薄らいでいくようなことはないのか、このことで地域のつながりも弱くなっていくのではないかと心配しますけれども、このことをどのように考えているのか、また対策等あればお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

自分の農地をほかの方に貸し付けることによ

って、自分としての責任はもうないものだというふうに考えているお話は多々伺います。そういうようなことについてということですが、農業関係の事業として多面的機能支払交付金事業、あるいは中山間地域等直払事業とあるわけですが、そういったもので一緒に作業していただくということで、やはり農地に対する心をつなぎ止めるということは必要かと思えます。

あわせて、地域計画の中においてですが、現在耕作をしている方だけではなくて、当然所有者の方も交えてこれ話をしていかなければいけないと。ですので、そういったことも捉えながら、貸したからいいということではなくて、やはりその地権者の方にもしっかりと農地のほうに目を向けていただいて、一緒に管理をしていただくということを具体的にやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 まさにこの点が一番重要な、やっぱり農業イコール地域づくりにつながるものだと思いますので、この辺は慎重に事を進めていっていただきたいと思えます。

それでは、次の質問に入りますけれども、その地域計画について現在の進捗状況、今後の進め方についてお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えいたします。

地域計画を定める区域は、地域農業マスタープランと同様に9つとする方向であり、9つの区域ごとに今後話し合い、協議の場を設置し、話し合いを重ねていくこととしております。そのために、計画に定める筆ごとに申し手、受け手の意向確認を行い、将来筆ごとに誰が管理していくかを明確にする目標地図の素案作成を行うこととしております。この部分は農業委員会が担うこととなっておりますが、そのためには将来

にわたって守っていくべき農地と将来的に守ることができない農地、これを明らかにする必要があります。現在中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度により、ほぼ町全域の農地は管理されている状況であります。したがって、地域計画に定めるためには、まず中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度の計画をしっかりと定める必要があると考えております。

なお、守ることが困難な農地が見られる場合においても、話し合いの場による話し合いを進め、今後このような農地をどのように計画に位置づけていくかを検討することとしたいと考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 ほぼ管理されているということでありませうけれども、全体から見るとどれぐらいそういうふうになっているのかということ、それから一筆ずつ10年というようなあれでしたけれども、それはこの10年ということによろしいですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

中山間地域等直接支払交付金事業、それから多面的機能支払交付金事業の面積からすると約6割程度がカバーをされているといった状況でございます。

それから、10年ということですが、国から示されているスパンは10年ということですが、なかなかその10年を考えるのは難しいということで、まずは5年程度、この部分を見越しながら計画を考えていきたいというふうに思っております。

ちなみに、この地域計画なのでありますが、一度作成してしまったらそれで終わりということではなくて、ふんだんに見直しをしていくということですが、まず5年程度を考えて、それから随時見直しをするといったことで調整をしていきたいというふうに考えており

ます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 6割はほぼ管理されているということでもありますけれども、問題は残りの4割だと思えます。このことがこれまでも進んでこなかったということでもありますけれども、将来的にはこの4割をどのようにかしていかなければならないのですけれども、その辺のことをお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

農地の中には、現在耕作されているものと、それから原野化してしまってほぼ管理ができないといったものもあります。そういった部分、現状を見据えてということでもございますけれども、やはり機械が入れない、それから圃場条件が悪くてどの作物も作付をすることができない等に関しては、完全に農地から外す、いわゆる管理から外すということも最終的には選択肢に入れなければいけないのかなというふうに思います。

それから、完全に耕作できないにしても放棄することができない部分、例えば鳥獣害のことですとか、やはり病害虫ですか、そういったものの対策のために完全放棄をすることができないといったものに関しては、中山間直払事業のエリアに入れる、多面的交付金事業のエリアに入れる、そういったことも検討しながら管理を進める、そういったことで残りの4割に関してもしっかりと検討していきたいというふうに思います。

いずれにしても、単純にスローガンの農地を守るということだけではなくて、ここは守る、ここは守れないけれども、このような管理をする、ここは完全放棄をすると、そういったことの色づけをちゃんとするというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 その進捗状況についてでありますけれども、ほぼ順調に進んでいるということか、それからそういうことで進もうとしているのか、その辺をお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

農業委員会のほうの目標地図の素案作成に向けて、委員さん方にいろいろと調査をさせていただいているという部分は進んでいるのですけれども、本格的な話し合い等に関しては、今農繁期ですので、農閑期に向けて進んでいくものということになっております。いずれにしても、そのような作業の状況になっているということでもございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 1 番 それでは、次の質問に入りますけれども、計画策定に当たっての課題や問題をどう捉えているのかお聞きします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

計画策定に当たっては、次の3点が課題、問題であると捉えております。1つ目でございます。農業政策に対する基本的な考え方をまとめることです。具体的には、農業を産業政策と地域政策の2つの面で捉え、必要な対策を行うことでもあります。この概念を地域計画へ反映する必要があると考えております。

2つ目です。農地の利用に関する基本的な考え方を整理することでもあります。先ほども申し上げましたけれども、地域計画では将来にわたって守っていくべき農地と将来的に守ることができない農地を明らかにしておく必要があると考えております。将来守るべき農地についてはどのような利用を図るのか、また維持管理条件の改善に必要な対策はないのかといったことも併せて検討していく必要があるものと考えております。

同時に、可能な限りで農地の管理主体を一筆

ごとに明らかにすることが地域計画の目的です。将来的に守ることができない農地については、完全に管理を諦めていいのか、環境保全の観点から中山間地域等直払事業、多面的機能支払交付金事業を活用して維持管理を図るのかといったことを検討していく必要があります。改正農山漁村活性化法では、農地として維持することが困難な土地については、地域内の話し合いを基に放牧や鳥獣緩衝帯、林地化できることが定められました。これらの内容も踏まえた検討を行ってまいります。

3つ目です。農地の確保に関する基本的な考え方を整理することです。経営組織体については、経営強化の対策が必要であり、法人化はその方策の一つであると考えております。組織体については、町内における人材確保が難しい状況にあり、ハローワークなども活用して人材を確保することも考えていかなければいけない状況にあります。また、新規就農者や若手後継者の確保について、人材育成のシステムを整備することが必要です。あわせて、住居の確保や就農後のフォロー体制の整備などの方策も検討していく必要があります。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 問題というのは山積みなのですけども、段取りをつけていけばできる部分もあるということで、やっぱり心配するのは担い手だと思います。先ほど一筆ずつ10年でなく5年のスパンでいきたいということでしたけれども、5年先といっても自分自身も本当に不安なことが多いわけでありまして、これは私に限ったことではないと思いますけれども、しかしながら今の日本の人口減少を見ますと、農業分野だけではない、全ての分野においてそういう人口減少、働き手、担い手がないというのは普通というか当たり前の話であって、ここをどのように少ないながらも持っていくかというのは、やはり集約したりしながらのことだと思います。やっぱ

り先を見据えて動いていくしかないものだと思います。

それで、関連して質問進みますけれども、話し合いということに関しては非常に難しいということか、なかなか大変な状況であると思いますけれども、ここで集落支援員の活動として、このようなのができないのか検討することも必要だと思いますけれども、その点はいかがですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

つい二、三日前ということになるのでですけども、集落支援員の方と地域計画の策定について意見交換をする機会がありました。それで、その場所で地域計画をつくるに至った背景、それから町の現状ということについて、詳しく説明を申し上げたということでございます。今この方々に何をさせていただくかということ、全く考え方を持ち合わせておりませんでしたけれども、これから話し合いを進めるに当たって、やはり一緒に入っていただいて、単純に農業関係者と地域の方々、二、三回話をして終わるということではなくて、やはり細かなつなぎ目ですとか、具体的にどうしたらいいか、そういった部分を集落支援員の方に小まめに回って、情報を伝えていただけると大変ありがたいというふうに思っております。そういった点で、協力をしていただけるような部分はあるのかなということは今時点では考え方として持っております。以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 これは大変重要なことだったと思いますし、ぜひとも進めていただきたいと思いますけれども、集落支援員については現在も様々な分野で活躍していただいていますけれども、やっぱり町職員と連携して集落の巡回、そして状況把握等を行うことで大いに活動してもらおうということで、新たなそういう地域とのつながりというのは醸成されていくのではないかと思いますし、やはり農業分野イコール地域づくり、各

行政区とのつながりというのは大きいと思いますので、これをどんどん進めていく方向でお願いしたいと思います。

昨日、高橋宏議員の農政の質問に対して町長から、もう農業というのは町の基幹産業である、持続していけるよう進めていくとの答弁がありました。全くそのとおりだと思います。そこで、次の質問に入りますけれども、それでは農業振興に関する町の将来像はどのようなイメージを持っており、そのイメージの実現に向けてどのように進めていくのかをお伺いいたします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

先ほどの答弁においても申し上げましたが、農業政策に関する基本的な考え方として、産業政策と地域政策の2つの面から実情を捉え、必要な対策を行うことが必要であるというふうに考えております。産業政策の大きな柱としては、強い経営体、多様な経営体の確保、育成、基幹作物の振興と地域に根差した資源の活用が挙げられます。

一方、地域政策の大きな柱としては、日本型直接支払制度を活用した農村景観の維持活動の推進、新規就農者や若手農業者など、次世代を担う人材の確保、育成が挙げられます。

これらの考え方に基づいて各種の取組を進めることにより、安定した農業生産を図るとともに、持続可能な地域づくりを目指していくことが今後の目標であると考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 これまでも様々なことを農業振興でやってきたわけでありまして、さらに厳しくなっていく状況というのがあります。先行きの不透明感が拭い切れないところでありまして、本当に今できることを進めていくことが大事なのだと思います。担い手、それから働き手ということになりますと、大規模にして、その中で個人でできない人たちは、そこできち

としたお金をもらいながら進んでいくというのが理想的な今の進め方だと思うのですが、そのためにもやっぱりある程度のお金を回していかなくてはならない。そういう意味で、すごく今の西和賀の農業にとっては、これだというのがなかなかないというのが不安材料にあると思うのですが、そういう作物等に関しては何か特段、今後どのように持っていくかというようなそういう話合いとか、そういうことはなされているのですか。

議長 農業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長 お答えします。

関係機関の中では、具体的な話合いということとはされていないのですが、集落ごとに様々な積極的な取組をされているというふうな状況でございます。大野地区においては、ホールクroppサイレージを大規模に実証事業ということで取り組んでおりますけれども、これも非常に可能性があるので、どのように進めていくかということ、一つ検討の材料になるのかなというふうに思います。

それから、地域振興作物としてはリンドウということがあるわけなのですが、これにつきましてもやはり人手が足りない部分、これをどのように補っていくか、これの支援ができれば持続をしていく可能性があるのかなというふうに考えております。単純にいわれる土地利用型だけに偏る、あるいは園芸作物に偏るということではなくて、地域の状況、それから圃場の状況等々を踏まえながら、これをうまく組み合わせ農地管理しっかりやっていきたいというふうに思います。当然それによって持続可能な地域づくりということにつながるわけですので、そういった部分を考えながらやっていきたいというのが今の状況でございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 まずは、できるところから進めていくことが大事なことでございますし、午前中か

らの唐仁原議員の話によると、絶対数が少ない、ここではマンパワーも少ないのだから、やっぱりほかを見る、そのためには西和賀しかないとか、西和賀が有利だというものをきちっと見据えて、そこで所得を上げるような、そういう仕組みというものをきちっとやれば、必然的に人は来るのではないかなという、それは甘い考えかもしれませんが、そういう話になると思います。

今回の農業振興についての質問については、やっぱりそのためにも一人一人が関わっていかなくてはいけないということと、それからそのためには集落支援制度をうまく使っていくことが、これは大きなポイントになるのだと思います。これは、農地集積だけでなく地域づくりということ、やっぱり行政区の今後のあり方についても大きく関係していくのだと思いますので、ぜひともその辺を進めていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。2番目ですけれども、未利用施設、未利用エネルギーの活用について。町内には、まだまだ使えるが、実際には手つかずになっている施設がある。同時に、有効活用が可能であるが、実際には使用されていない未利用エネルギーが存在しており、雪については氷室への利活用、温泉についてはスッポン養殖などで利活用してきた経緯、実績があるが、さらに発展させた利活用をしていく考えはあるのか伺うものであります。1番として、空き校舎と休業した温泉会館の利活用と民間空き家の利活用について伺います。

議長 学務課長。

学務課長 私からは、空き校舎の利活用についてお答えいたします。

空き校舎で、現在未利用になっているのは、旧貝沢小学校、旧沢内第一小学校であります。内部、外部ともに劣化が著しく、現状としては解体を視野に検討を進めているところです。

進捗があったのは旧下前分校で、今年5月か

ら株式会社近藤設備さんに貸出しをしております。関東圏での地域開発計画に伴う空調パネル製作の業務を受注しており、体育館スペースを活用し、製作業務を行っているところです。

そのほか、旧川尻小学校につきましては、引き続き川尻二区公民館、役場の書庫、イベント用品等の保管庫として活用しているところです。旧越中畑小学校につきましては、小学校統合時から高齢者福祉施設としてNPO法人が活用している状況です。また、旧左草小学校については、地域の加工組合による納豆汁のものの製造、体育館部分につきましては、雨天時ですけれども、中学校の野球練習等での利用がある状況にあります。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは、休業した温泉会館についてお答えいたします。

休業している温泉会館は、現在オアシス館のみとなりますが、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針を踏まえ、廃止と決定、解体に向けて進めることとしております。

以上です。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 民間空き家については、私からお答えいたします。

一口に空き家といっても、建物の状態や所有者の意向などによって、様々な空き家が町内に存在しております。全く管理されていない空き家から不定期でもある程度手が入れられている空き家など、様々あるわけですが、利活用に当たり最も重要な要素は、やはり所有者の意向ではないかと思っております。議員もお感じになっていると思いますが、町内では最近空き家が増えてきており、その中には利活用が可能な空き家もたくさんあります。ところが、所有者の意向が不明なため、つまりその空き家をどうしたいのか、売りたいのか、貸したいのか、誰かが住むことになっているのか、あるいは解体し

たいのか、また何も考えていないのかとか、その空き家をどうしたいのかが不明という物件が相当数あります。町としましては、移住、定住を促進していく上で、空き家の利活用というのは避けて通れない問題であると認識をしておりますが、今申し上げた所有者の意向把握のための有効な仕組みづくりができていないため、利活用が進んでいないという現状でございます。今後ますます増えてくるであろう空き家の有効活用のため、この仕組みづくりの検討を急ぎたいと考えているところであります。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 この中で、学務課長から下前の小学校が使われているということで、初めて聞いたのですけれども、このように町でいろいろなことで、問題あるというわけではないのですけれども、いいことはやっぱり全面的に知らせて、その内容というのはいちよと情報公開したほうがいいと思うのですけれども、それを学務課がやるかという話になるのですけれども、そういうわけでもないのだろうと思います。その辺は検討しながら、もう全体やっぱり考えていかななくてはいけないのだと思います。

それから、ふるさと振興課長からの空き家ですけれども、空き家というのと私が今、それは空き家と一緒にするのは、未利用ということを考えますと、空き家でこれは空き家なのだと言うと物事進まないと思うのです。やはり利用できるけれども、利用しないというか、そこをやっぱり分けるぐらいの感覚がないと、これから検討するという話でしたけれども、具体的にどういうことで検討していくか、空き家に関して。具体的に今後どういうことで進んでいくかということは、現在はどうのように計画等ありますか。

議長 ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、その空き家の捉え方ですけれども、あ

くまでも今私答弁しているのは、もう利用できない管理不全の空き家に関しては、これは利活用の対象ではないということでもありますので、あくまでも空き家の正確な定義からすると、今利活用したいと思っているのは実は空き家とは言わない、年1回とか月1回とか、定期的に所有者の方あるいは管理する方が家に入られて、窓を開けて風通したり、そういった最低限の管理をされていて、なおかつそれを活用したいという人がいる、そういうような物件を今お話ししているわけですが、そういう利活用できる物件がありながら、どういう事情か分かりませんが、そういう利活用ができない、所有者の方の意向によってできない状況にあります。こういう物件をどうしたら利活用に持っていけるかということなのですけれども、先ほども申し上げたとおり、まずは所有者の方とコンタクトが取れない状況です。コンタクトは取れるのですけれども、返答が返ってこないというので、何ともしようがないということで、その仕組みをつくりたいと思っているところで、まだこれ具体的にはこれからということなのですけれども、個人的に私二、三軒もつたいないなと思っている空き家があって、所有者の方を個人的に知っておりましたので、連絡を取って、今うち1件につきましては、もう少しで活用したいという人とその空き家を譲ってもいいという方とをつないで、間もなく成約になるところで、たまたま私が個人的に知っている人であればこういうこともできるのですけれども、これがそういう空き家ばかりではありませんので、これを全町的に何か有効な仕組みづくりをこれから検討したいと考えているところであります。

議長 刈田敏君。

11番 この仕組みというのは非常に大事で、西和賀の将来に関わると思うのです。これまでずっと聞いてきたのですけれども、所有者とのそういうものというのはなかなか解決できない問題

だ、その問題をどのように解決するかということで、やっぱり今の時代、それだけが残って活用できないのだということにはならないと思うのです。いろいろな見方をして、それから中に専門家が入ったりする中では、これはやっぱり解決していくものだと思います。やっぱり行政がそのままそこをやるにしても、なかなかこれは進んでいかないと思います。そういう検討、かつやっぱり利用できることをぜひとも早めにやることによって、今の未利用施設、これがどんどん、どんどん使われていく、その上で住宅が困っているとか、いろいろなこれまでの問題等も徐々に解決していくものだと思いますけれども、その中間の部分で、行政と持ち主との間に何とか入れるようなものというのが絶対これあると思うのですけれども、その辺はちょっと調べて検討していくことがやっぱり必要ではないかと思っておりますけれども、その点いかがですか。

議長　　ふるさと振興課長。

企画課長兼ふるさと振興課長　　都市部であれば不動産屋さんとかがあつて、特に行政がそういう場に出しゃばる必要もないわけですけれども、こういうところですので、そういう事業者もおりません。おらない中で、どうやってそういう仕組みをつくっていくかということは、繰り返しになりますけれども、これからの課題であります。そういうゆっくりしている時間もないと思っておりますので、その検討は早急に行いたいなと思っております。

議長　　刈田敏君。

11番　そこを早めにクリアできるように、ぜひとも課長お願いします。

次の質問に移ります。②番で、雪、温泉、廃木材の利活用の実績と現状について伺います。

議長　　企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長　　お答えいたします。

いわゆる再生可能エネルギーのうち、本町の特徴である豪雪、温泉、山林といった地域資源

のエネルギー利用に係るお尋ねであります。まず雪について申し上げます。雪に関しては、先ほど議員も触れられた氷室、雪室として農産物の保冷、出荷調整などに利用してきましたし、現在もこうした利用が行われております。また、以前には旧沢内村時代に、廃道となったトンネルを活用した雪室を整備した経緯もございましたが、こちらは現在は使われておりません。

次に、温泉でございますが、これも議員が触れられたように、以前はスッポン養殖に利用されていたことがありましたが、これも現在は行われておりません。そのほかでは、温泉熱利用として特別取り上げられるものはないのかなと思っております。

次に、廃木材でありますけれども、建築廃材に限らない、いわゆる木質バイオマスエネルギー全般について申し上げます。まきやチップ材専用原木を伐採し、調達をしている状況であり、公共施設としては西和賀さわうち病院にチップボイラーを2基設置しており、病院の給湯、暖房、玄関付近のロードヒーティングを行っております。また、雪国文化研究所では、全国に先駆けて導入したチップボイラーがあり、こちらでも暖房にチップを活用しております。このほか、一般住宅で利用されているまきストーブがありますけれども、林業振興課が所管している西和賀町及び周辺地域「地域内エコシステム協議会」、これ令和4年度に設立されておりますけれども、そこによる調査では、町内で約3割のお宅でまきストーブが利用されているという結果が得られているところであります。

以上です。

議長　　刈田敏君。

11番　令和4年にエコシステムという、関連する会ができたということですが、これはどういう経緯でなされたのかということをお聞きします。

議長　　林業振興課長。

農業振興課長兼林業振興課長　　お答えします。

令和4年度に国の補助事業、林野庁の補助事業ということで、地域内エコシステムモデル構築事業、これに西和賀としても手を挙げて取り組んできたこと、そして令和5年度も手を挙げて採択になって、現在も取組を進めているといった状況なのですが、実はお隣の花巻市のほうでこの事業に取り組んで、様々成果を上げられているということがありまして、町長もその会の一員ということで入っていましたので、お声をかけていただいて、私も実際にその施設が入っている現場等にお邪魔したのですが、今までまきストーブの普及ということで取り組んできながらということですが、あとチップボイラーの話もありました。さわうち病院、それから雪国文化研究所のチップボイラーの話もありましたけれども、チップボイラーの普及あるいはまきストーブの普及という部分に関して、ちょっと頭打ち、足踏み状態になっているということがありまして、今後バイオマスをどのように普及、推進していったらいいかと、そういったことを改めて調査し、検証するため、そして具体的な事業計画の策定をしたいという思いから手を挙げて取り組んだこと、そして令和5年度も引き続き取り組んでいるといった状況であります。

経緯は以上でございます。

議長 刈田敏君。

11番 木質バイオマス、それからチップボイラー等、思いのほか全然何か進展が見られないと思うのです。それでいて利用できるものがあるということ、そこをやっぱり見方を変えて、大いに利用していくことも必要ではないか、その延長線上では農業面であったり、これから灯油、油系も高くなるのだろうし、電気料も高くなるのだと思いますけれども、その辺も情報を上げながら、もうちょっと腰入れて進めることがこれ大いに必要なことではないかなと思います。ぜひともそういうので進めていただきたいと思います。

次の質問に入りますけれども、雪、温泉、廃木材の利活用について、過去の実績、あるいは現状より発展した今後の利活用についてその考えをお伺いいたします。

議長 企画課長。

企画課長兼ふるさと振興課長 答えいたします。

まず、雪につきましては、現状から大きな動きは起こらないのではないかと考えておりますが、雪国文化研究所とも連携を図りながら、今後も情報収集は継続していきたいと考えております。

温泉熱利用につきましては、現在町内で最も源泉の温度が高い湯本温泉において、民間事業者によるプロジェクトが計画されているところであります。

それから、木質バイオマスエネルギーにつきましては、先ほど林業振興課長からも答弁しておりますけれども、日本森林技術協会の支援を受けて地域内エコシステム協議会が設立されておりますので、町内だけでなく周辺地域を巻き込んで、まき、チップの利用促進を図ってきたいと考えているところであります。

また、今申し上げた以外にも、小水力発電や地熱発電の調査のため、中央から複数の事業者が町に入ってきております。こうした民間主導による脱炭素に向けた取組に、町としてもできる限り協力や支援をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長 刈田敏君。

11番 そのとおり、そのほかにもやっぱり未利用施設に民間が入っているということで、やっぱり少しずつ実績を上げているというのはあるわけで、トータルして、これを今後例えば窓口になるところが、やっぱりどこかになるのだ、全てをまとめた感じですね、エネルギーから空き家からいろいろだと思うのですが、そういうところを1つ窓口設けて、民間はやっぱり西和賀町を見ているというか、このすばらし

さを見ているところが多いと思いますし、いろいろ入ってきていますので、その辺ときちっとつながれるようなことは西和賀にとっては非常に大切なことだと思います。

それであと、ちょっと話戻りますけれども、下前の学校について、後でいいですけども、そういうすばらしい、民間の企業があつていろいろやっているということを町内の人たちが知らないということがかなり問題もあると思うので、やっぱりそういうところも含めて情報公開をしていただきたいと思います。

町長にお伺いしますけれども、エコシステム、バイオマス等を含めた中で、それから農業面も含めた中で、やはり西和賀町が本当に持続していくためには、もう一步、もう一步進めていかなければならないのだらうと思いますけれども、どうも足並みがそろわないというわけでもないですけども、鈍いです。その辺をもうちょっとねじを巻いてやっていただきたいと思いますが、何かあればお願いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

農業と、そして今エネルギーも含めて、空き施設も含めてご質問いただきました。農業に関しましては、農業政策としては産業面、地域政策ということで、課長からそういう方針で町として当たっていくというふうなことで進めてまいりたいと思います。その場合に、やはり産業としてやっていける部分、そしてなりわいとして農業をやっている方々がここでずっと生活の支えとしてやっていける部分、そこをいかにつないでいくかということが土地利用の面においても大事であろうというふうに思っております。幸い西和賀の基幹産業作物として、米、花、そして酪農という、生産額でいえばそういう大きい柱がございます。その辺においても、こうした中ではありますが、可能性のあるような動きが出てきております。おって、見えてくれば具体的なお話もあるいは伝わって、具体的にどう

いうプロジェクトだということをお話してできる段階も来るのではないかなと思いますけれども、そういうようなものを今お話あるように有機的につなげまして、発展に結びつけるような方向をより明確に早い段階で示していきたいというふうに思っております。

エネルギーにつきましても同様であります。雪も一時かなり活用させていただいてやった面ございましたけれども、産業の花弁の生産額との関係で停滞している部分もありますが、今まで使っていただいてもおります。森林バイオマスについても、その取組については早いものがございましたけれども、その後今お話しのような足踏み状態というようなところもございます。しかし、ここに来まして全国的に再生可能エネルギーに対する注目度、あるいは産業面でも産業的にやっていけるというような動きが出てきているようでありまして、その証左といたしまして小水力について数社以上が西和賀の地域で地図上での調査であったり、あるいは現場に入っただけの調査であったり、関係者への聞き取りと、ちょっと会社によってその進み具合あるようですけども、お話をいただいております。あるいは、地熱についても、温泉とは別の地熱について調査に入っているというようなお話もいただいております。

そういうような有力なパーツが出てきておりますので、それを統合した形で取り組んでいくということで、小水力については最初建設課のほうへ相談しているような部分も、そういう再生可能エネルギーについては企画課のほうに集約してというような取り組み方向を今させていただいております。そういうのも併せまして、お話しのようによりスピード感のあるような形で、全体像としてお示しをさせていただきながら、今のような分野についての事業を進展させてまいりたいというふうに考えております。

議長 刈田敏君。

11番 現状として、少しずつでもありますけれ

ども、やっぱり民間の活力というのが活性化につながってきていると思います。今後の進め方に大きく期待するところでもありますけれども、西和賀町としてこれまでの経験、実績をいま一度精査して、攻めの姿勢で、やっぱりモチベーションを上げることが必要だと思います。持続できる町を目指すことが今必要なことでありますので、農業振興の質問においても話しましたが、町民一人一人の協力、話し合い、それが不可欠であり、協働のまちづくりを一步も二歩も進めていけるように、議会としても頑張りますので、やはり町長としてもリーダーシップを発揮していただきまして、ぜひとも住んでよかったと言える町を目指していただきたいと思います。それを併せて課長、そして役場職員の皆さんにもお伝えしたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で刈田敏君の一般質問を終結いたします。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は、条例補正予算等を審議する予定でありますので、よろしくお願いいたします。

これをもって本日は散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 2時22分 散 会